

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、互応化学工業株式会社と称し、英文では G00 CHEMICAL CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 化学用、工業用、農芸用薬品類の製造販売
2. 前号に関する商品の輸出入業務
3. 特定貨物自動車運送業
4. 倉庫業務
5. 自動車の販売及び整備業務
6. 損害保険の代理業務
7. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を京都府宇治市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、25,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 前項の場合株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会

(員数)

第19条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、12名以内とする。

② 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の締結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- ④ 会社法第３２９条第３項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第２２条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長各１名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第２３条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長が欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第２４条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会のみなし決議)

第２５条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(監査等委員会の招集通知)

第２６条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第２７条 当社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第２８条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(監査等委員会規程)

第２９条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(報酬等)

第３０条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第３１条 当社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(相談役及び顧問)

第３２条 取締役会の決議により相談役又は顧問を置くことができる。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 3 3 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 3 4 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

(中間配当金)

第 3 5 条 当会社は、取締役会決議によって、毎年 9 月 3 0 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 3 6 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

② 未払の配当金には利息をつけない。

付 則

第 1 条 この定款は、昭和 2 8 年 1 1 月 6 日から施行する。

- | | |
|---------------------------|------|
| 2. 昭和 2 9 年 6 月 1 2 日 | 一部改訂 |
| 3. 昭和 2 9 年 1 1 月 1 5 日 | 一部改訂 |
| 4. 昭和 3 0 年 1 2 月 3 0 日 | 一部改訂 |
| 5. 昭和 3 1 年 5 月 2 6 日 | 一部改訂 |
| 6. 昭和 3 1 年 1 2 月 3 0 日 | 一部改訂 |
| 7. 昭和 3 5 年 1 1 月 1 9 日 | 一部改訂 |
| 8. 昭和 3 8 年 1 2 月 2 8 日 | 一部改訂 |
| 9. 昭和 4 1 年 1 2 月 2 0 日 | 一部改訂 |
| 1 0. 昭和 4 2 年 6 月 1 0 日 | 一部改訂 |
| 1 1. 昭和 4 8 年 7 月 3 0 日 | 一部改訂 |
| 1 2. 昭和 4 9 年 1 2 月 2 6 日 | 一部改訂 |
| 1 3. 平成 4 年 1 月 2 0 日 | 一部改訂 |
| 1 4. 平成 6 年 1 月 2 0 日 | 一部改訂 |
| 1 5. 平成 7 年 6 月 2 0 日 | 一部改訂 |
| 1 6. 平成 8 年 6 月 2 0 日 | 一部改訂 |
| 1 7. 平成 9 年 6 月 2 7 日 | 一部改訂 |
| 1 8. 平成 1 3 年 6 月 2 8 日 | 一部改訂 |
| 1 9. 平成 1 4 年 6 月 2 7 日 | 一部改訂 |
| 2 0. 平成 1 5 年 6 月 2 7 日 | 一部改訂 |
| 2 1. 平成 1 6 年 6 月 2 9 日 | 一部改訂 |
| 2 2. 平成 1 8 年 6 月 2 9 日 | 一部改訂 |
| 2 3. 平成 2 1 年 6 月 2 6 日 | 一部改訂 |
| 2 4. 平成 2 5 年 6 月 2 1 日 | 一部改訂 |
| 2 5. 平成 2 6 年 1 月 1 4 日 | 一部改訂 |
| 2 6. 平成 2 6 年 6 月 2 7 日 | 一部改訂 |
| 2 7. 平成 2 7 年 6 月 2 6 日 | 一部改訂 |

28. 平成30年 6月22日 一部改訂

29. 2020年 6月26日 一部改訂

第2条 第65回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。